

碧南市男女共同参画推進委員会 会則

(名称)

第1条 本会は、碧南市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 男女共同参画推進のための各種事業を実施し、男女共同参画社会の実現をめざすことを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 男女共同参画の趣旨普及に関すること。
- (2) 男女共同参画プランの推進に関すること。
- (3) その他、委員会の目的達成に必要なこと。

(組織)

第4条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、市民から公募により選出する。

(役員)

第6条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 監事 1名

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

6 監事は、委員会の監査に関する事務を処理する。

(任期)

第7条 委員の任期は1年とし、再選を妨げない。

(会議)

第 8 条 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 会則の改正に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) その他、前各号に規定するもののほか重要事項に関すること。

4 前項に掲げる審議事項は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会計及び会計監査)

第 9 条 委員会の経費は、委託料、その他の収入をもって充てる。

2 監事は、会計が適正に行われているかを監査し、その結果を委員会に報告しなければならない。

(会計年度)

第 10 条 委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 11 条 委員会の庶務事務を処理するため、地域協働課に事務局を置く。

(その他)

第 12 条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この会則は、平成 23 年 8 月 9 日より施行する。